

『誰もが当たり前暮らしを
つくりませんか？』

@郡山

2014年1月、日本は「障害者権利条約」に批准をし、国際的には
障がいの有無に関わらず、他との平等が保証された国となったはずである。
現実的にはどうなのか？日本各地の事例を元に考えてみよう。
また、3・11、あの地震、津波、原発事故において、
障がいの有無によって不利益は生じなかったのか？
あの経験をした私たちが、当たり前暮らしをするために何をすべきか
障害者権利条約に基づく条例を、被災地ふくしまの各地から、
ボトムアップで創っていく必要があるのでは…？
皆さんと共に学び合える機会を設けます。ぜひご参加ください。

- **開催日時** / 2015年9月5日(土)
9時30分～12時00分
- **開催場所** / 郡山市総合福祉センター
5階集会室
- **参加料** / 無料
- **日程・内容** / ※手話通訳あり

【尾上浩二氏プロフィール】

1960年大阪市生まれ。小学校を養護学校、施設で
過ごした後、普通中学・高校へ進む。大阪市立大
学入学直後から障害者運動に関わり始める。全国
初となった大阪府福祉のまちづくり条例制定運動
に携わった後、自立生活センター・ナビを立ち上
げ相談・権利擁護活動に取り組む。DPI(障害者
インターナショナル)日本会議事務局長、障害者
政策委員会委員、障がい者制度改革推進会議総合
福祉部会副部会長等を歴任。2014年6月よりDPI
日本会議副議長、内閣府・政策企画調査官。

9:30	オープニング 呼びかけ人から 呼びかけ人代表 白石 清春
10:00	講演 朗読「えほん・障害者権利条約」 「障害者権利条約と障害者差別解消法・差別禁止条例」 DPI日本会議副議長 尾上 浩二 氏
11:00	報告とディスカッション 報告 ①「安永健太さん死亡事件」について 安永健太さん死亡事件を考える会福岡事務所 古賀 知夫 氏 ②「原発事故と避難について」 特定非営利活動法人 あさがお 西 みよ子 氏 ③「●●銀行での出来事」について 社会福祉法人 にんじん舎の会 設楽 俊司
11:30	ディスカッション 進行 社会福祉法人 にんじん舎の会 和田 庄司 アドバイザー 尾上 浩二 氏 障がい者差別禁止条例づくりにむけて

【呼びかけ人】

障がい者差別禁止条例づくりを進める会@郡山(仮称)
白石清春・宮下三起子・村上実・朝生裕之・鈴木康弘・岡部聡・和田庄司・設楽俊司

【お問合せ先】

特定非営利活動法人あいえるの会(担当:岡部)
〒963-8013
郡山市西ノ内一丁目2-2 KSガーデンC棟
TEL 024-921-3567 / FAX 024-925-4558

「障害者権利条約」を批准した 日本の各地で起きている事例の紹介

安永健太さん死亡事件裁判

2007年9月25日、知的障がいのある安永健太さん（当時25歳）が作業所から自転車で自宅に帰る途中に、佐賀市の路上で警察官に呼び止められ、5人の警察官に取り押えられ、その直後に亡くなってしまった事件で、裁判が行われています。

佐賀県警は、「停止命令に従わなかった」、「精神錯乱者として保護した」と説明しただけで、警察官が馬乗りになりうしろ手に手錠までかけ、全身に100カ所以上の傷を負った健太さんが、「なぜ、亡くなったのか」について、まったく説明していません。

「健太は、スピーカーの大きな声で呼び止められたら、固まってしまう」と、お父さんは語っています。そのぐらい気の弱い、おとなしい人なのです。

それにもかかわらず裁判では、健太さんだけが、まるで凶暴な乱暴者にされ、2014年2月の佐賀地裁の判決は、死亡原因を明らかにしませんでした。

南相馬の事業所「あさがお」の避難所での苦悩

3・11、東日本大震災・原発事故により、避難を余儀なくされた事業所「あさがお」の仲間たちの避難所での生活がどんなものだったか？

自閉の仲間たちは、慣れない環境は得意ではない。精神の仲間たちは、元々大勢の人の中で過ごすことが得意ではない。

体育館のような避難所で過ごすことは大きな困難がありました。避難所の駐車場にとめた車の中で過ごしたり、避難所を転々としていたりしました。

「迷惑をかける」といった“気兼ね”や“遠慮”からこのような行動を取りざるを得ませんでした。

震災といった非常時でさえも、“気兼ね”や“遠慮”をし、ヒソヒソと過ごさなくてはいけない、そういった状況はどこから生じるのでしょうか？

障がいがあっても、命をあきらめることなく、安心して避難できることが求められています。

●●銀行富久山支店での出来事

今年6月、共働作業所に入居するひとりの利用者が旅行積立を希望する人の旅行積立金の口座代表して作りに行きました。窓口で、“子供扱い”されたことをきっかけに、口座開設を断られました。

行員側としては、知的障がい者の利用もあることから、弱者に対する配慮を行なったや口座を開設してもらうために、手を尽くしたという見解ではありますが、（障がいと接する際の画一的知識）結果的には、障がいの不理解から、激しいやり取りがあり、結果、銀行側が迷惑行為との判断で「口座開設を認めない」という初めての経験をしました。

銀行という社会生活を営む上での重要性や、公共的役割を考えた時に、結果的に障がいの不理解で、口座が開設出来ないことは、重大な問題です。

あたり前に地域の中で生きていくために、障がいの理解を進めることに加え、大切なことは、代筆もふくめ、あたり前に生きていける合理的配慮が普通に行われる社会を望みます。